

建設局総務部総務課長代理、職員課担当係長、市職建設局支部書記長との予備交渉

令和7年3月18日

「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保および労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」「時間外労働及び休日労働に関する協定」についての予備交渉（議事録）

【局（総務課事業管理担当）】

ただ今から予備交渉を始める。

職員課より、令和6年12月23日に市職建設局支部より申し入れのあった「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保および労働安全衛生・職場環境改善」に関し、回答を行いたい旨の要請及び、令和7年度の「時間外労働及び休日労働に関する協定」に関して協議を行いたい旨の要請があったところである。

これらについては、大阪市労使関係に関する条例第3条、同規則第4条に規定する交渉事項であることから、回答等については、本予備交渉において決定する本交渉において、行うこととする。

それでは、本交渉の日時、場所、交渉参加予定者について確認する。

【局（職員課）】

「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保および労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」については、3月26日（水）、午後5時から、ATC5階建設局第6共通会議室で行うことを提案する。

また、「時間外労働及び休日労働に関する協定」に関しては、「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保および労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」に関する交渉終了後、同場所において行うことを提案する。

また、「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保および労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」の本交渉には、職員課長以下5名を予定している。また、うち1名につきましては、交渉議事の記録等を行うため、安全衛生業務を担当する係長級職員を出席させる。

「時間外労働及び休日労働に関する協定」の本交渉には、職員課長以下4名を予定している。

【局（総務課事業管理担当）】

ただいま職員課より、時間、場所の提案があったが、支部側の意見はどうか。

【支部】

支部としては、職員課の提案を了解する。

支部側については「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保および労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」「時間外労働及び休日労働に関する協定」共に支部長以下 16 名を予定している。

【局（総務課事業管理担当）】

それでは、本日決定した事項について確認する。

令和 6 年 3 月 26 日（水）午後 5 時より、A T C 5 階 建設局第 6 共通会議室において、「業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保および労働安全衛生・職場環境改善に関する申し入れの回答」について、本交渉を行うこととし、交渉参加者については、局側は職員課長以下 5 名、支部側は支部長以下 16 名とする。また、当該交渉後に、「時間外労働及び休日労働に関する協定」に関して本交渉を行うこととし、交渉参加者については、局側は職員課長以下 4 名、支部側は支部長以下 16 名とする。

これをもって、本日の予備交渉は終了する。